

建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和5年3月17日（金曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前11時50分 散会

付託事件

議案第16号、議案第19号中第1表中歳出中第3款中建設企業委員会所管分、第4款中建設企業委員会所管分、第8款及び第11款中建設企業委員会所管分並びに第2表継続費中第8款、議案第23号、議案第29号、議案第30号、議案第33号中第2表継続費補正中第8款、議案第37号、議案第38号、議案第40号、議案第41号、令和5年陳情第4号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第16号 水戸市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例の一部を改正する条例
- ② 議案第19号 令和5年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中建設企業委員会所管分、第4款（衛生費）中建設企業委員会所管分、第8款（土木費）及び第11款（災害復旧費）中建設企業委員会所管分並びに第2表継続費中第8款（土木費）
- ③ 議案第23号 令和5年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計予算
- ④ 議案第29号 令和5年度水戸市水道事業会計予算
- ⑤ 議案第30号 令和5年度水戸市下水道事業会計予算
- ⑥ 議案第33号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第11号）中第2表継続費補正中第8款（土木費）
- ⑦ 議案第37号 令和4年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第4号）
- ⑧ 議案第38号 令和4年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計補正予算（第1号）
- ⑨ 議案第40号 令和4年度水戸市水道事業会計補正予算（第2号）
- ⑩ 議案第41号 令和4年度水戸市下水道事業会計補正予算（第2号）

(2) 陳情審査

- ① 令和5年陳情第4号 東前第二土地区画整理事業の公平公正な事業執行及び事業の早期完了について

2 出席委員（7名）

委員長	綿 引 健 君	副委員長	滑 川 友 理 君
委員	中 庭 次 男 君	委員	田 口 文 明 君
委員	鈴 木 宣 子 君	委員	小 川 勝 夫 君
委員	松 本 勝 久 君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉宗志君			
建設部長	大和直文君	建設部技監兼 建設計画課長	上田航君	
建設部技監兼 道路建設課長	松葉光隆君	建設部技監兼 生活道路整備 課長	有金正義君	
建設部技監兼 河川都市排水 課長	大山裕己君	建設部技監兼 土木補修事務 所長	川又弘一君	
建設部技監兼 内原建設事務 所長	谷萩幸治君	道路管理課長	丹治雅人君	
建築課長	大和田聡君			
都市計画部長	加藤久人君	都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大森幹司君	
都市計画課長	平澤俊之君	建築指導課長	井原孝志君	
公園緑地課長	鶴井昭宏君	市街地整備課長	小田切幸司君	
住宅政策課長	砂川和敏君			
上下水道事業 管理者	荒井幸君			
水道部長 (水道総務課長 事務取扱)	関谷勇君	水道部参事兼 経理課長	梶山哲君	
水道部技監兼 給水課長	梶山学君	水道整備課長	杉山健一君	
浄水管理事務 所長	林忠勝君			
下水道部長	坪貴之君	下水道部参事兼 下水道管理課長	鬼澤英一君	
下水道整備課長	小田博之君	集落排水課長	久木崎隆君	
下水道施設 管理事務所長	渡邊基弘君			

6 事務局職員出席者

法制調査係長	武田侑未子君	書記	昆節夫君	
--------	--------	----	------	--

午前10時 0分 開議

○綿引委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会いたします。

本日、一般傍聴人2名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

〔傍聴人入室〕

○綿引委員長 それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第16号ほか9件、それに陳情1件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第16号ほか9件を一括議題としたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、付託議案については、一通りの説明が終わりましたので、これより順次質疑を行います。

初めに、議案第16号 水戸市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 これは都市計画法第34条第12号を適用して、市街化調整区域内に産業エリアを設定して、工場や企業などに売り込むというものなんですけれども、下野町については、どのような企業を誘致するのか、お答えいただきたい。

○綿引委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

本会議中の答弁でも申し上げておりますけれども、物流系の企業からの進出意向がございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は地元の皆さんに聞きましたら、モノタロウという物流会社が来るということなんですけれども、これによって、例えば雇用だとかそういうものが増えるのかどうか。そして、もう一つは、これによって環境破壊などが起こるのか起こらないのかも含めてどのような対策を取っているのか、お答えいただきたい。

〔発言する者あり〕

○綿引委員長 雇用の内容はちょっと分からない……分かる範囲で答弁をお願いいたします。

井原課長。

○井原建築指導課長 中庭委員の御質問のうち、雇用に関する御質問にお答えいたします。

私どものほうで聞いておりますのは、200名程度の雇用が生じるということで聞いております。

〔発言する者あり〕

○綿引委員長 平澤課長。

○平澤都市計画課長 ただいまの中庭委員の環境に対するところについて、都市計画課のほうからお答えいたします。

今回非常に大規模な開発になるということで、茨城県が定める要綱がございまして、そういったものの中で、環境に限らず様々な関係機関と事前協議を行うこととなっております、その整備の中できちんとした対応をしていきたいと考えております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 今回企業が立地できる条件として、インターチェンジから3キロメートル以内とか、あとは道路の幅が9メートル以上という条件が出ているわけですけども、それから5万平方メートル以上と。この基準はどういうことを基礎にしたのか、お答えいただきたい。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

区域を指定する上での要件として定めておりますインターチェンジから3キロメートルという距離についてでございますが、車両の移動を時速40キロメートルと想定いたしますと、例えばその3キロメートルの距離であれば、おおむね5分程度でインターチェンジに到達できる距離として、企業側の利便性なども踏まえた基準といたしました。

道路の幅員につきましては、車道と歩道の分離が期待できる9メートルという数字を採用いたしまして、ほかに都市計画法の技術的な基準でもそのぐらいの規模の開発行為においては、9メートル以上のところに接しているということを求めておりますので、そのような数値から9メートルと定めることにいたしました。

5万平方メートルという数値につきましては、現在、水戸インターチェンジ、茨城町東インターチェンジ、水戸南インターチェンジから1キロメートルの範囲において、別の開発行為の基準で物流系の企業ですとか工場の企業の誘致を促進するための基準を設けておりますが、それは上限を5万平方メートルとしております。ただ、今回、本会議中の御答弁でも申し上げておりますけれども、企業側のさらに大きな規模の企業側のニーズ、そういったものを踏まえまして、もともとある基準とまた差別化した新たな基準を設けるということで5万平方メートル以上という数字を採用いたしました。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 今回かなり大規模な工業立地が行われると。16万平方メートルということですから、かなり大規模ですよ。その地域は、そういう点では、今、原野みたくなくて、耕作放棄地もあって、かなり自然が豊かなところなんですけれども、そういうものがなくなってしまうと思うんです。その点でちゃんとした環境がこの開発によって守られるのかという心配がありますけれども、これについてどういうふうにかえるんでしょうか。

[発言する者あり]

○綿引委員長 平澤課長。

○平澤都市計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

先ほどもお答えした県の要綱に基づく事前協議、これは環境に限らず関係する様々なものについて事前に関係機関と協議をした上で、問題がないようにということで、作業が進められているものでございまして、そういった中で、ただいま関係機関へ、様々に聞いているところで、特にその大きな影響はないというよう

なところで進めているところでございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 今回、来年度の予算の説明書の中に、企業立地促進事業というのがあるんですよね。これは、要するに大規模な施設整備をする場合は企業に補助金を出すというのがあるんです。総額で3億1,400万円も補助があるんですけども、これについては対象になるんですか、ならないんですか。

[発言する者あり]

○綿引委員長 すみません、所管外だということなので。

○中庭委員 いや、企業立地促進補助金として、上限2億5,000万円……

○綿引委員長 担当は産業経済部の商工課になっていますので、所管外になります。

[発言する者あり]

○中庭委員 分かりました。じゃ、これ、また別の機会を——別の機会といってももうないですけども、私には。

だから、対象になるというふうに考えていいんですね、これはね。私の考えですけども。

そういうことで、企業の誘致に当たっては、十分な配慮をしていただきたいと思います。

以上です。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 私は、この案件に対しては賛成なんです。雇用の問題、あるいはまた税収の問題などからして大変いい計画であるというふうには思うんですけども、この3キロメートルの赤丸で囲んだ範囲内、この中には、下野地区ほか該当するところというのは5万平米以上あるんですか、これ。農振地域は駄目、浸水するような場所は駄目、お水が出るようなところは駄目。駄目駄目が多くて、せっかくなにかだけでも、もう少しがを緩めるとか、何で5万平米以上じゃなければ駄目なのかとか、こういう問題がちょっと私が気になったところなんだけども。

この辺の5万平米に区切った基準、農振地域は農林水産省の問題だから、これには入れられないというのは分かるんだけども、そうしたら、9メートルの道路に面しておいて、ほかに5万平米のこういう用地というのが水戸市内にあるんですか。私は非常に絞られる、区切っている、規制が厳しい、こういう都市計画法第34条第12号を足した意義、意味というものが——それで見ると下野町の地区、旧内原、地元の皆さんも大変歓迎をしています。私の聞いているところ大変喜んでいます。どうにもならない山林であったはずが、皆さん土地が売れてよかったという方向で買収のほうは多分スムーズに進むんじゃないかなというふうに思っています。

ですから、あと、この案件に該当する場所というのは、いかがなものなんですか、これ。私はそう多くはないんじゃないかなと。その道路の幅員を何で9メートルにしたのか。今この物流だから、車の出入りという問題がありましたけれども。それと、農振地域は駄目だとか、浸水するような場所が駄目だとか、こういう縛りが非常にきついんじゃないかと。この辺の問題については、これは井原課長か、答弁は。

もうちょっとやるのであれば、水戸市で工業団地というのがないんだから、工業地域というのは、もう少しがが緩まってもいいんじゃないのかなと私は思いますよ。そうすれば、もっともって該当する地域が出

てくるんじゃないのかなと思うんです。水戸市にほかに工業地域があればいいですよ。工業専用地域が。それは水戸南インターから水戸大洗インターまでの国道6号バイパスに面しては、工場がいいという許可にもなっているということは分かりますけれども、こういう平米数がありません。1件もないです、はっきり言って。せっかくそういうことをやったって何もならないよ。だったら、水戸市の税収や雇用や、そうすることによって人口が増えていくだろうと思いますよ。だから、それを兼ね備えたような、せっかくのこの案件が、それだけで終わっちゃうの。私はそういう心配をしています。

この辺に関して、賛成であるけれども、その辺の考えを聞かせていただきたい。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

まず、農用地ですとか浸水想定区域、そういったものを区域の指定の対象から除外していることにつきましては、都市計画法第34条第12号、それから都市計画法の施行令に基づきまして、区域の指定から除外すべきと示されておりますので、それにのっとった形で定めております。

道路の幅員につきまして9メートル以上と定めておりますのも、まず、歩道と車道の分離、そういったもので車両の通行のしやすさ、歩行者の安全というものを担保したいということもございますし、先ほど申し上げましたが、都市計画法の開発行為の技術的な基準の中でも、区域が大きい場合につきましては、幅員9メートル以上の道路に接していることが法令上、条件になっておりますので、そういったところからも9メートル以上としたところでございます。

5万平方メートル以上の用地につきましては、当市におきましても下野地区に続く、指定できる場所を現在も抽出を進めているところでございます。

先ほど委員が心配されておりましたように、用地がなかなか見つからないのではないかとということも懸念としてございますので、地権者からの申出なども取り入れられるような制度としていきたいと考えております。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 ちょっとしつこいようですけども、申し訳ありませんが、最終的な答弁は、地権者からの要望もあれば、見直すという意味ですか。地権者側からの要望があれば、例えば道路の幅員の問題や面積の問題や地目の問題や、そういう問題も含めて地権者の皆さんから要望があれば、見直すよというような答弁のように聞こえたんですけども、そういうことですか。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

言葉足らずで申し訳ございませんでした。

地権者からのお話があれば、基準を見直すという意味で申し上げたものではございませんで、水戸市が指定できる土地を一方的に探すのではなく、地権者側からの5ヘクタール以上のこういう土地があるとかそういった情報も取り入れられるようにしていきたいということでも申し上げました。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 さっきの話と同じそういう場所がこの円の中にありますか。

例えば農地だったとしたら、補助事業とかやっているところは、これは、私は無理だと思いますよ。これ、国からのお金でやっているんだから。例えば農振地域であつてもだよ、今度は所管が違うんだけど、その辺の横の連絡を取って、そこら辺の地主さんの意向も聞いて、農振地域を除外して、調整区域に戻すという方法とか、例えば、仮に。そういうことでもしない限りは、ほかにはないと思いますよ。この条件だけでは。だから、ほかにあるんですかと最初から聞いているんです。

地権者のほうから要請があればということなだけけれども、それだけの面積のところがあるんですかとまず聞いているんです。そうしたら、今度下野町だけみたいになっちゃうような気もする。

私はせっかくのいい方法だと思っていますよ。非常に。でなければ、前からだって、大手の、例えばひたちなか市に行ったコストコだとか、水戸に来たかったんだよ。しかし、そういう工業地がなかったから、みんな向こうに行っちゃったんだよ。要するに後手後手だったんだ、水戸市の計画というのは。

水戸にないから茨城空港の前のほうに県の工業団地があるんですよ。そこはオーケーだったんだけど、大手の企業は、水戸という言葉が欲しいわけよ。向こうでは雇用が集まらない。やっぱり水戸というのが全国に知れ渡っている黄門様じゃないけれども、偕楽園じゃないけれども、水戸といたら、全国でもどこでも知れ渡っている。ですから、大手企業は水戸に進出したいんですよ。だけれども、そういう受皿がない。だから、来られない。だから、みんなほかに行っちゃう。これが今までの水戸市の都市計画の在り方だったんじゃないのかなというふうに思っていますので、せっかくの機会だから、これはこれでいいですけども、今後もう少し詳細にその辺の横の連絡を取りながら、やはりたがを少し緩めるとか、面積を少し減らすとか、何か方法があるんじゃないかと。

5万平米と言ったら、坪にしていたら15万何坪になるのか。これは相当の大きな広大な面積になると。それを持っているだけじゃ駄目だと。それ以上じゃなきゃ駄目と言ったら、もう私はなかなか難しいというふうに思っていますよ。

これ以上聞いたって、どうせ答弁できないでしょうから、それは今後の問題としてよく検討をしていただきたいというふうに思います。加藤部長が手を挙げていただいている。

○綿引委員長 加藤部長。

○加藤都市計画部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、下野町以外にあるのかといった御質問でございますが、今回下野町に決まった経緯から申し上げますと、まずは工業団地としてこういったインターチェンジから最寄りの、農用地といったほかの法的な規制を外れた中で適地があるかというところで、水戸市がリサーチしまして、結果的に今回の条例改正、あるいはモノタロウの誘致ということにつながったわけですけども、同じように今回指定するインターチェンジが例えば水戸北スマートインターチェンジであるとか、あとは水戸大洗インターチェンジであるとか、新たに対象のインターチェンジも増やしましたけれども、このインターチェンジから3キロメートル範囲内で可能性があるところは、念頭には置いてございます。5ヘクタールはかなり広いんじゃないかということもありますけれども、先ほど建築指導課長から御説明申し上げましたとおり、あくまで調整区域の中で開発行為

を認めるという今回の条例でございます。水戸市は山林に近いところでも満遍なく既存の集落があるというのがありますので、あまり広いエリアを指定してしまうと、いろんな用途が混在するというのもございます。今回は3キロメートルの範囲内にとどめました。

あるいは道路条件にしましても、既存の道路に接する敷地ということになりますと、例えば面積要件を2ヘクタールでいいよということにしてしまった場合に、道路に面して先行して2ヘクタール分が開発が行われてしまうと、例えばその奥の敷地が、あとで使いたいというふうになっても、もう道路に面して間口が使われちゃってれば、その奥はもう使えなくなってしまうというふうなことも懸念しまして、そういった意味で、5ヘクタール、ある程度の一定面積の一団の土地ということで、既にある3,000平方メートルから5ヘクタールまでだったら、インターチェンジから1キロメートル範囲内のできる規定は既にありますので、それとのすみ分けの5ヘクタールを基準に置いたということもございます。

今後ですけれども、今回第34条第12号の産業系エリア指定を決めさせていただくこととなりますけれども、これをある程度運用していったって、市も自ら受皿になりそうな土地を探す、あるいは土地を持っている方々がぜひうちの土地、この条件に合うので使えないかといった申出、こういったものも受付を進めていく。その結果、なかなかそこまでやっても企業誘致が進まないよというときには、やはり手法として茨城県などが進めています——県は直接開発行為を公社がやったり、県が施行者になって開発行為をやったりということもございますので、例えばあくまで民間主導の産業系エリア指定の進め方とはまた違う、もっと積極的に市が関与する進め方というものも考えていく必要があるのかなと考えております。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 今、違う進め方というような答弁がございましたけれども、じゃ、例えばでいいですけども、市のほうとしてどういう進め方が、仮にですよ、もしお考えがあれば、聞かせてください。

○綿引委員長 加藤部長。

○加藤都市計画部長 お答えいたします。

一般的なお話になりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、自らが事業主体になって工業団地を造成していくというやり方です。市は直接開発行為の施行者になれます。ですから、そういった積極的なやり方、あるいは先ほど松本委員からもお話がありました、例えば農用地を外してという可能性につきましても、これは住居系ですけども、県庁の南側で農用地を外して地区計画をかけて開発行為ができるようにさせていただきました。それと同じ地区計画、都市計画の網をかけて、その上で担保した上で農用地を外して、そこで工業団地化を進めると。地区計画との抱き合わせの手法もございますので、こういった産業系エリア指定の第12号に限定せずに、いろんな手法がございますので、今後はその状況を見極めながら検討が必要かなと思っております。

○綿引委員長 小川委員。

○小川委員 ただいまの部長からのお話をはじめ、分かってまいりましたし、まづもって、今回の議案に関しては反対するものではございません。

当然今日、先ほどお話が出ましたように、本市における雇用の創出、税収の問題も踏まえると、もう本当に崖っ縁に立った状況でございます。

そういう中で今回、以前は1キロメートル、今は3キロメートルになりました。ただし、今、各委員から出ましたように、3キロメートル以内といっても、なかなかそこで利便性の欠く道路もございます。そういう面も踏まえると、幾つかのインターの周辺を見ると、あり得るのかなというのが、今、松本委員からもお話が出たようになかなかないという。

そういう中で、1点、ちょっとお聞きしたいんですが、これ、青の実線が幅員9メートル道路ですよ。例えば、一番初めの水戸インターチェンジで、行き止まりになっている部分があるよね。例えば今言った5万平米とかというあれを外周でも、それに直接進入できるような状況であれば、可能なんですか、これは。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの小川委員の御質問にお答えいたします。

この青い道路に関しては、この区域の指定の条件を満たしている道路でございまして、この道路に接している5万平米以上の土地であれば、指定の対象になり得るということでございます。

○綿引委員長 小川委員。

○小川委員 それと、これからの予定で、事業者サイドで道路を取り付けようというようなことは、大丈夫なんですか。

○綿引委員長 接道しているんじゃなくて進入路を設けた場合は大丈夫なのかということですか。

○小川委員 はい、恐れ入ります。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの小川委員の御質問にお答えいたします。

まず、5万平方メートルの土地が、この例で言いますと、青い道路に接している必要がございます。5万平方メートルという大きな区域になりますので、中に新しく道路を築造するという方法も想定しております。

その築造する道路は、やはりこの青い道路にしっかり接続するということは必要になりますが、そのような手法もこの想定には入ってございます。区域の中に舗装道路を新たに入れるという手法も想定しております。

○綿引委員長 小川委員。

○小川委員 分かりました。ありがとうございました。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今回の議案第16号については、賛成の立場ですけれども、ちょっと1点お聞きしたいのが、先ほどからもあったとおり、今回の目的というのも本当に雇用の創出と税収の確保という大きな目的があるかと思えます。モノタロウさん、物流系の会社が入るということで、ここの主な改正内容のところ、工場施設、流通業務施設、研究開発施設とあるんですけれども、やはりこの業種に限定しないといけないんですかね。例えば先ほど松本委員から、コストコという名前が出たんですけれども、例えば娯楽施設とか教育施設とか、あとは福祉施設とかそういったものを、業種の限定をしなくて入ることというのはどうなんですか。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

都市計画法第34条第12号におきましては、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないという条件と、市街化区域内において行うことが困難である、または不相当であるという大きな前提がございまして、今回の条例改正で規定しております工場ですとか、流通業務施設、研究開発施設につきましては、今申し上げた2つの条件に合致する用途であるという判断の下に進めようとしておるものでございますが、それがまた商業施設となりますと、この条件に合致するかどうか、周辺の市街化を促進するおそれが生じるのではないかとということもございまして、慎重な立場を取っております。

福祉施設につきましては、別途ほかの基準が市街化調整区域内での立地を認めるものがございますので、そういったものを活用していただくことで、立地が進むものと考えております。

以上でございます。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 分かりました。

少し拡大できればなど、もうちょっと限定しないでやっていただけたら、また入りやすいのではないかなと思ったんですけれども。

あともう1点は、モノタロウさんが水戸に進出したいという思いが多分あったのではないかなと思うんですね。それで、いろんな経緯があってここに決まったと思うんですけれども、先ほどからあるとおり、やはり水戸市でもそういうところを用意していくということは、本当に大事ではないかなと思うんですね。

県も工業団地をかなり造って、本当になかなか埋まらないという現状もあって、値段を下げたりとか本当にいろいろ工夫して、今少しずつ増えてきているかと思うんですけれども、水戸市においてもそういった土地を本当に利活用できるように、これはちょっと要望ですけれども、水戸市としても用意していくということも今後必要になってくるのではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

小川委員。

○小川委員 先ほど聞き忘れちゃったんですが、上限は5万平米ということなんですが、下限は1万平米あたりからも可能なんですか。あくまでも5万平米以上というのが前提ですか。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの小川委員の質問にお答えいたします。

今回の基準におきましては、5万平方メートル以上の一団での土地利用が見込める土地ということで、5万平方メートルというその下限を設けてございます。

以上でございます。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第16号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第19号 令和5年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中建設企業委員会所管分、第4款（衛生費）中建設企業委員会所管分、第8款（土木費）及び第11款（災害復旧費）中建設企業委員会所管分並びに第2表継続費中第8款（土木費）について、質問のある方は御発言をお願いいた

します。

中庭委員。

○中庭委員 最初に、水戸駅の三の丸の再開発事業についてお聞きしたいと思います。

これは、議案書②の179ページに出ておまして、水戸駅の北口に長谷工コーポレーションの地上20階、高さ60メートル、186戸のマンション建設ということになって、来年度予算のときに2億6,000万円の補助を組むということなんですけれども、これの中身ですね。補助の中身について内容をちょっとお聞きしたいと思うんですけれども。

○綿引委員長 小田切市街地整備課長。

○小田切市街地整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

来年度2億6,000万円の予算につきましては、建物の解体除却費、それから土地建物明渡しに伴う損失補償を計上しております。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 これまでもこの開発については補助金を出していますよね。平成28年度に3億円、令和4年度に1億円と出ているんですけれども、これらも含めてもう既に何億円ぐらい出しているんですか。これを含めるとどれぐらいになるんですか。

○綿引委員長 小田切課長。

○小田切市街地整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

ただいま委員がおっしゃったとおり、過去において、平成28年に2億9,700万円の補助金を支出しております。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、これまで2億6,000万円を含めると、平成28年度は3億円で、令和4年度が1億円ですから、全部で6億6,000万円も出しているわけですよね。これについては、どのような内訳で出しているのか、お答えいただきたい。

○綿引委員長 小田切課長。

○小田切市街地整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

平成28年に2億9,700万円補助金を支出しておまして、こちらは主に設計に関する費用になります。令和4年度、本年度は1億円を支出予定でございますが、こちらは建物や土地の明渡しに伴う損失補償となります。以降は令和5年度、先ほど申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、総額では、計画全体で何億円ぐらい補償するということになるんですか。お答えいただきたい。

○綿引委員長 小田切課長。

○小田切市街地整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

総額で市のほうの補助額は39億円と見込んでおります。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、104億円の建物に対して39億円も補助を出すと。約4割が補助金として支出されるということですね。それをちょっと確認したい。104億円の建設費に対して39億円の補助金が支出されるということですよ。それを確認したいんですが。

○綿引委員長 小田切課長。

○小田切市街地整備課長 現在のところそのように予定しております。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、全体……

[発言する者あり]

○小田切市街地整備課長 失礼いたしました。

事業費総額104億円に対して補助金39億円を予定しております。失礼いたしました。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 事業費が104億円で、39億円、4割も補助を出すというのは、私はあまりにも出し過ぎているというふうに思うんです。

大手ゼネコンの長谷工コーポレーションにこれだけの補助を出すことについては、私はやるべきではないと思う。やっぱりマンションだって、水戸市内にはたくさんあるし、これ以上は、マンションを建てるのに39億円も補助金を出す必要はないというふうに私は思います。

次に、もう一つ質問したいと思うのは、これは議案書②の179ページなんですけれども、泉町1丁目広小路地区優良建築物等整備事業補助金なんですけれども、来年度の補助金は8,304万円となっていますけれども、この補助金の中身についてはどういうものなのか、お答えいただきたい。

○綿引委員長 大森所長。

○大森都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

今お話しいたきました議案書②の179ページの下から2つ目の丸のところに記載してございます泉町周辺地区整備事業費に計上されている8,304万円、こちらの経費ですが、全額補助金ということではなくて、その用途に書いてあります負担金補助及び交付金ということで書いてある部分が7,814万円、こちらのほうが相手方の事業に対する補助、残りの部分については、私どもの事務所で借上げとかをやっておりますので、そういった経費を含めて8,304万円という形になってございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 これについては、これまで幾ら出されたのか、お答えいただきたい。以前にこれ、設計費として3,000万円支出されていますけれども、今回の補助を含めると幾らぐらいになるのかお答えいただきたい。

○綿引委員長 大森所長。

○大森都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

令和3年度から事業が始まりました、本年度も事業継続中ということで、支出をしている金額という点では令和3年度分の3000万円という形になっています。令和4年、今年度予算計上しているものについてまだ額が確定してございませんので、まだ支出のほうはしていないというような状況になってございます。

以上です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 本年度も含めると1億3,358万円も出すということになりますよね。大森所長、今年度も含めると。

○綿引委員長 大森所長。

○大森都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

3,000万円の部分につきましては、既に支出済み。本年度分については、当初予算ベースでいきますと、足したものがそのような数字になるかと思います。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 今工事が行われておりますけれども、穴吹工務店、この建設、建物、土地というのが、結局は穴吹工務店1社の名義になっているんですけれども、1社の名義でも、これは出せるんですかね。

○綿引委員長 大森所長。

○大森都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

この泉町1丁目広小路の優良建築物の事業については、今年度初めの4月の委員会でも御説明申し上げたとおり、当初の地権者は16名でございます。今どんどん事業が進められている中の過程で、地権者の名寄せとかいろいろがあって、今の段階では、ちょっと名義が1名に——これはマンションとかいろいろそういった建物を建てる時に、手続上1名になっているというのは、事実としてはつかんでおりますが、スタートは16名という形で私どものほうでは認識しております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 地権者が16名いるのが、実際的には穴吹工務店1社の名義になってしまっていると。そういうところに補助金を出すというやり方は、やっぱり好ましくないと思はうんですよ。なぜかというと、穴吹工務店に対して、大手のマンション事業者に対して補助を出しているのと同じですよ、これ。だから、そういう点では、私はやっぱりこういう水戸市の三の丸の駅前でも、長谷工コーポレーションのマンションに39億円も補助を出すと。そして今回さらにまた、穴吹工務店の建設費に1億円以上も出すというやり方は、やっぱり私たちの納めた税金がそういう大手のゼネコンや大手のマンション業者にどんどん補助金として出されていくというやり方と同じですよ。だから、そういう点では、私はこういうやり方はやるべきではないんだという。

一方で、こういうふうには大きなところにはどんどんお金を出しながら、水戸市の生活道路の予算、狭あい道路の予算とか実際は出ているのか、教えていただきたいです。

○綿引委員長 それは何ページのどの辺りの予算についてですか。

○中庭委員 議案書②の172, 173ページです。

○綿引委員長 有金課長。

○有金建設部技監兼生活道路整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

狭あい道路の予算につきましては、狭あい道路及び後退敷地整備事業費として、昨年と同様としまして3億9,000万円を計上しております。

以上です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、今ある要望箇所というのは、どのぐらいあるのか。そして何件ぐらい上がっているのか、お教えいただきたい。

○綿引委員長 有金課長。

○有金建設部技監兼生活道路整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

現在申請を受け付けてから整備が完了していない路線は87路線ございまして、延長して約27キロメートルでございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 これ、全部やるのに何年ぐらいかかるんですか。10年とか20年とか、何年ぐらいかかるんですか。

○綿引委員長 有金課長。

○有金建設部技監兼生活道路整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

工事が完了していない87路線を未整備路線として概算工事費で計算いたしますと、残事業の整備期間は約11年強となります。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 11年もかかると。今から申し込んでも、狭あい道路整備の事業として申し込んでも11年もかかるというのは、かかり過ぎると思うんですけれども、予算的には3億円を出している。だから、そういう点では、やっぱりこれも増やさなければ、市民の願いは実現できないと思うんですけれども。

もうちょっとお聞きしたいのが、1本当たり大体何年ぐらいかかるんですか、これは。その辺をちょっとお聞きしたい。

○綿引委員長 それは平均ということですか。ケース・バイ・ケースでかなり差があると思うんですけれども。

有金課長。

○有金建設部技監兼生活道路整備課長 ただいまの質問にお答えいたします。

事業延長によって異なりますので、一概に言えませんけれども、200メートル程度の事業路線を例にお答えいたしますと、測量に三、四年、用地取得に約2年、工事に一、二年を要しますので、事業着手から完成までは6年から8年を要します。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 やっぱりこれは予算的にも足りないんですよ。だから、結局6年から7年もたってしまうと。

こういうところにもっと私は予算を増やすべきじゃないかと思うんですね。

[発言する者あり]

○中庭委員 その点、どういうふうには、マンション建設には39億円も出すと。そういうところにはどんどんお金を出していくのに、こういうところはけちって、結局7年も8年もかかるというのは、私はやっぱりおかしいなというふうに思います。税金の使い方が間違っていると思います。

それで、あともう一つは、交通安全施設整備事業費というのがありますけれども、これは年間予算は幾らで、増えているのか。これは議案書②の173ページなんですけれども、お答えいただきたい。

○綿引委員長 上田課長。

○上田建設部技監兼建設計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

交通安全施設整備事業費につきましては、今年度予算を2億30万円計上しているところでございます。年々上がっているのかという御質問かとは思いますが、例えばですけれども、令和2年、令和3年と比べましても、5,000万円から6,000万円増額して交通安全施設整備事業費として計上しております。様々な施設の整備に当たっているところでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 カーブミラーなんか、なかなか要望してもつかないということですが、土木補修事務所で大体どのぐらいでつけているんですか、これは。

○綿引委員長 川又所長。

○川又建設部技監兼土木補修事務所長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

カーブミラーに関しましては、毎年80件程度の要望がございます。設置の数も毎年80件程度となっておりますので、遅くとも要望から1年以内、早いものでは2か月くらいから1年以内には設置が完了している状況でございます。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 たしか交通安全対策のカーブミラーなんかも、今答弁があったように1年かかる場合もある。早ければ1か月ということもあるけれども、こういう予算はやっぱり増やさなければ、市民の健康だとか安全なんか守れないというふうに思っているけれども……

[発言する者あり]

○中庭委員 その辺をやっぴりきちんと、これ、建設部ですけれども、特に予算の確保だとか予算を増やすとかそういう点はどうなんですか。どういう努力をしているんですか。

○綿引委員長 上田課長。

○上田建設部技監兼建設計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

建設部といたしまして、全体のバランスを見て、必要な事業に必要な予算を計上しているという状況でございますので、引き続き様々な事業に対して予算が取れるように頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 ぜひ頑張っていたきたいと思います。

あとは、公園の問題なんですけれども、那珂川から千波湖に導水する事業があります。これは議案書②の185ページなんですけれども、那珂川から千波湖に導水した効果はどうだったのか、お答えいただきたい。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

毎秒3トンの導水を去年の8月から実施したところなんですけど、3トン流した実施3日目ぐらいには見た目にも湖がすっかりきれいになった状況でございます。

また、水質データとしましては、水質指標であるCODという化学的酸素要求量という数値がございまして、数値が小さいものほどきれいだという指標があるんですけども、それが昨年25という数字に対して、3トン導水を実施した9月には10にまで下がったという実績がございまして、

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 効果はあったということですね。

それで、今まで渡里台地土地改良区の導水もありましたね。あれはどうなったんですか。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えします。

現在霞ヶ浦導水を利用した試験通水をやっておりますが、それに並行しまして、霞ヶ浦導水を使わないときに渡里導水を使うといった運用をしております。

以上でございます。

[発言する者あり]

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は、今年2月の新聞に、オオハクチョウが足をけがして動けなくなったという、そのまま放置されているという記事が出ていましたけれども、大塚町の大塚池公園の管理というのはどこがやっているんですか。ちょっとお聞きしたい。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 大塚池公園の管理は、私ども公園緑地課でやってございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 その新聞によりますと、オオハクチョウが足をけがして動けなくなったと。そのまま放置されている状況が報道されて、そして最終的には、3月12日の夜、その足を折ったオオハクチョウが死んでしまったということで、新聞にも出ていますし、新聞では厳しい批判をしているんですけども、水戸市はどういう対応を取ったのか、お答えいただきたい。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

野鳥の保護につきましては、茨城県の環境部門が担当しています。公園緑地課としましては、そういう

弱ったハクチョウがいる場合は、県のほうに連絡をしております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 私はやっぱり水戸市もきちんとした対応をすべきじゃないかというふうに思いました。というのは、その関係者の方に話を聞きましたけれども、結局そのオオハクチョウが、鳥インフルエンザにかかっているかどうか、分からないと……

○綿引委員長 中庭委員、所管に関わるところでの御質問をお願いいたします。今、県のほうで対応しているという答弁をいただいていますので、水戸市としてももちろん協力はしていくのは間違いないと思うんですけども、それ以上のことは多分答えられないと思いますので。

○中庭委員 じゃ、私の意見を述べておきますよ。

県が管理、水戸市も管理しているわけですよ、大塚池公園というのは。こういう中で起きた事件なので、やっぱり大きく報道されていて……

[発言する者あり]

○中庭委員 いや、だから、公園のところは185ページですよ。

だから、そういう点では、私はやっぱりきちんと、例えば鳥インフルエンザにかかっていないかも含めてきちんと水戸市が、やっぱり動物愛護の観点から……

[発言する者あり]

○中庭委員 自然、その関係から見てもきちんとやるべきじゃないかというふうに、私は対応すべきだったんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

松本委員。

○松本委員 1点のみ。

それぞれの所管の中でのそれぞれの課の中で、会計年度任用職員というのがございますね。給料のほうで、これは、ある部署によっては、技術屋さんなのか、どうしても技術さんが必要だから、ここに会計年度任用職員の給料として何名とか計上されていると。ということは、水戸市の今年の条例の中で2,000名と職員の数が5名ほど増えたのかな。増えたんだろうと思ったけれども。

要するに職員の数が足りないから、会計年度任用職員で補っているというふうにとれるんですけども、どの課でも、全くの素人の人でも、会計年度任用職員を雇っていらっしゃるのか。あるいは技術者だから、うちの課ではこういう技術者を会計年度として雇っていますよということなのか。

これ、全部に言えることなんだけれども、今は8款の中でのことですから、会計年度任用職員というのは、じゃ、どうしてこれだけの会計年度任用職員が必要なのか。計上されているわけですから。

どなたでもいいですよ。答弁していただければ。建設部でもいいし、都市計画部でもいいし。

○綿引委員長 上田課長。

○上田建設部技監兼建設計画課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

建設部におきましては、来年度、会計年度任用職員は5名を予定しているところでございまして、そちら

の5名につきましては、全民事務的なお仕事に従事してもらおうというようなことで、採用を考えているところでございます。

各課それぞれ河川は河川、道路は道路、様々な業務の中の事務的な仕事がございますので、そういったものをやっていただくというような形で、会計年度任用職員としてお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 ほかはいかがですか。

平澤課長。

○平澤都市計画課長 松本委員の御質問にお答えいたします。

都市計画部におきましては、建築指導課においては、専門性を有する業務がありますので、その資格を持っている者ということで募集をかけておりますが、残りの課におきましては、いわゆる事務職員ということで、通常の職員のサポートというような意味で募集をしているところでございます。

事務職として雇っている会計年度任用職員さんにおかれましては、いわゆる都市計画課であれば、都市計画に関するいろんな問合せ業務等もありますので、そういったものに関する事務であるとか、公園緑地課や市街地整備課といったところでもそれぞれの事務を業務としてやっていただいているというところでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 水道部はいかがですか。

関谷部長。

○関谷水道部長（水道総務課長事務取扱） お答えいたします。

水道部につきましては、2名の会計年度任用職員を雇用しております、2名とも事務職でございます。主な職務としましては、職員の事務補助的などころですね。それと、窓口に来られた業者さんに対する窓口対応、それから電話対応等を業務としてお願いしております。

○綿引委員長 下水道部は。

鬼澤課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 下水道部としましては、会計年度任用職員として4名雇う予定となっております、同じように事務補助ということで、職員とは違って判断を要しない単純作業等をお願いしているところでございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 それぞれ今答弁をいただきましたけれども、要するに事務職関係が多いというようなお話ですよ。そうすると、今の働き方改革じゃないけれども、皆さん方は管理職——管理職の場合は、手当というのは、遅くまでやってもつかないよね。皆さんに負担がかかっているんじゃないかなと私はそう思うんです。ということは、職員の数が足りない。これは所管が総務環境委員会のほうになりますけれども。だから、それぞれの4つの部の中での職員さんが足りないから、要するに会計年度任用職員を雇って補っているというのが実態なんでしょう、はっきり言って。

ですから、これは今日は秋葉副市長さんも御出席になっていただいていますので、やはり執行部のほうと

して、上のほうとして、職員の定数の問題、在り方の問題、この辺が一番の問題点かなというふうに思うんです。

皆さんの階を見ると、夜遅くても電気がついている。やっぱり仕事が間に合わないというのは現実じゃないですか。だから、管理職以外の職員さんには、残業手当を払わなくちゃならない。ですから、皆さんがその分残って管理職手当を頂いているから、残業手当はつかないにしても、皆さんがそれだけの仕事に日夜追われているんじゃないのかなと。そういう意味で遅れている部分もあるのかなというふうに思いますので、それはここで議論の問題になりませんが、副市長に要望しておきます。

職員を減らせばいいとか、減らしたら100億円浮いたとか、そういう問題じゃないと思うんだ。市民のために皆さんは一生懸命働いているんだから、敏速に一日も早くそれにお応えができるようなそういう体制に。これにはやっぱり職員の数でしょう。皆さんの。

だから、そういう意味では、工期に間に合わないとかの問題があるでしょう。繰越明許なんかもありますけれども、要するに理由は、地権者との調整ができなかったと。皆さんが行く暇がなかったんだ、私から言えば。誠意を持って地権者に会いに行けば、繰越明許だってこんなに残す必要はないと。せつかく我々が予算を認めている。それが繰越しになっていると。その理由が、地権者との調整ができなかったというのが、大体の繰越明許の理由じゃないですか。だから、減らせばいいという問題じゃないと思うんですよ。

市民の皆さんから頂く今年の予算は420億円、これ全部、特別会計を入れても2,000億円の仕事をやるわけですから、一銭たりとも無駄がないように、やっぱり予算を計上した以上は、その事業を執行していただきたいという私の要望です。終わります。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員 2点ほどお伺いさせていただきます。

まず、183ページの公園費の上から4つ目の国補公園建設事業費というところなんですけれども、今回は、千波公園のレイクサイドボウル跡地の駐車場と東部公園のスポレクとセツ洞公園と植物公園の予算になっているかと思うんですけれども、この中で千波公園のレイクサイドボウル跡地の予算がこの6億6,350万円、その内訳、ちょっと千波公園について教えていただきたいと思います。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

令和5年度予算に関する説明書、別冊議案書③の25ページをお開きください。

上段のほうに、ただいまの6億円の内訳が書いてございます。千波公園では、レイクサイドボウル跡地駐車場のトイレ整備といった工事を予定しております、予算額は3億1,000万円ほどになってございます。

以上でございます。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 トイレ整備はどの辺りか、ちょっと教えていただけますか。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えします。

レイクサイドボウル跡地駐車場の中にトイレを計画しておりまして、場所につきましては、現在とう粹庵さんのレストランもあるんですけども、その裏側に計画してございます。

以上でございます。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 分かりました。

このレイクサイドボウル跡地の駐車場のことについてなんですけれども、今ずっと工事して、かなり出来上がってきているかと思うんですけども、令和5年に完成するのか、また供用開始はいつなのか。今ある千波湖の西駐車場はいつ使えなくなるのか、その点お聞きしたいと思います。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、現在造っているレイクサイドボウル跡地の駐車場につきましては、令和5年度の完成を目指してやっております。

あと、もう一つの御質問の現在の西側駐車場につきましては、現在パークPFI事業として事業者と今、事業を進めておりまして、今年の途中から、新しい駐車場が開設してから使えなくなる見込みでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 分かりました。

あと、台数は何台でしたか、すみません。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えします。

新しい駐車場は、普通車が約180台、バスが30台の合計約210台になります。

以上でございます。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 分かりました。

すみません、もう1点は、議案書②の187ページの住宅建設費なんですけれども、この平須団地と河和田団地の長寿命化改修工事ということで、屋根と外壁の改修工事等を行うということなんですけれども、これについても年次計画でされているかと思うんですが、ちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

○綿引委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えします。

令和5年度に屋根・外壁改修の工事を平須住宅と河和田住宅の一部で予定しております。どうしても国のほうの内示の都合上、はっきりしたことは言えませんが、河和田住宅の昭和51年に造られたもの、昭和52年に造られたものはまだ多数残ってまして、まだ当面河和田住宅のほうはかかる予定になっています。平須住宅につきましても、今年度から一部着手したというところですので、まだ当面住宅のほうの改修工事は続けられるというふうに考えてございます。

以上です。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 これは、特に平須住宅については、かなり古い50年ぐらいの築年数の建物と40年ぐらいの建物があるかと思うんですけども、これについては、分けて行うということで、50年のほうについては私も近くで見たんですけども、相当老朽化しているんですけども、この外壁工事とか屋根の修理、修繕というのはどうなんでしょうか。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

平須住宅につきましては、今、委員御指摘のように、50年以上たっているような古いものと、四十数年のものというふうな2回に分けて工事が行われたようでございまして、その古いほうの建物については、将来的には用途廃止を予定しておりまして、実際具合が悪くなったときに部分的に補修をするという形で今現在是对応させていただいております。

新しいほうの部分につきましては、今後も引き続き活用していく住宅という位置づけでありますので、屋根と外壁について改めてきれいに修繕工事をかけているということでございます。

以上です。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 分かりました。

これはちょっと要望なんですけれども、市営住宅の空き室がすごく多くなってきていると思うんですね。たくさん量を造る時代から、今は量から質へという時代にもなってきているのではないかなと。これはちょっと例にとるとおかしいんですけども、国の公団住宅もかなりリノベーションして本当に申込者が多く、部屋がどんどん埋まっているという現状もあって、比較はできないんですけども、やっぱりこの市営住宅は、しっかりしたコンクリートできていますし、やはり水回りとか、ただお掃除とかではなくて、もうちょっと入る方が入りたいと思えるようなそういう市営住宅にしていくためにどうしていけば——いろいろ条例を改正したりとか、なかなか現実はいろんな問題があるかと思うんですけども、そういうこともこれから考えていかないといけない時代に入ったと思いますので、その点も含めて何ができるのかということもぜひ御検討を今後していただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

[発言する者あり]

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 今の市営住宅の件などについて質問したいんですけども、私はこれまで市営住宅の建て替えを求めてきました。水戸市は検討するという事なんですけれども、来年度予算で建て替えを行うという予算は組まれているのかいないのか、その点にお答えいただきたいというふうに思います。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

来年度予算の中には、建て替えに関するものはございません。

以上です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 建て替えはないと。そうすると、現在河和田団地だったら500棟、501棟ぐらいつとありますよね。田んぼの脇にずっとこう。あの建物は、例えば長寿命化するとか、あるいは補修工事を行うとかそういう考えはないですか。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

委員御指摘の住宅は、昭和51年頃に建てられた私どもで51ハイフンと呼んでいる建物だと思うんです。その住宅につきましては、全部で9棟ほどございまして、うち7棟につきましては、将来的には用途廃止をするというふうなことで計画しておりますので、不具合が生じたときに部分的な対応をするということで修繕のほうをさせてもらっています。残り2つ、51ハイフンの8棟、9棟と呼ばれているものなんですが、そちらについては引き続き利用するというふうな位置づけでありますので、我々が今一般的にやっています屋根や外壁の改修工事を進めていくという予定になっています。

以上です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうなると、今前段で述べられました老朽化した住宅については、もう用途廃止をしていくということなんです。ですから、現在募集もしていないですね。そうなると、その空き室が非常に多く増えてくるとことで、結果的には、立ち退きを考えているんじゃないかなというふうに思うんですよ。

ですから、積極的にやっぱり建て替えも含めて——建て替えをすれば、かなり希望者も多くて、例えば1年以上待たなければならぬとかいろいろそういう状況にありますよね。ですから、そういう点では積極的な建て替えをしていただきたいというのと、もう1点は、いわゆる高齢者の独り暮らしの世帯が増えてくる中で、独り暮らしで入れる部屋の拡大ということなんですけれども、これは今年の4月以降は拡大されるんですか。要するに独り暮らしを受ける住宅が増えるのか増えないのか、お答えいただきたい。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

高齢者が1人で入られる住宅の要件の緩和ということだと思うのですが、それにつきましては、令和5年度に改善していきたいということで、今準備を進めているところでございまして、大変申し訳ないのですが、4月1日からという形でのお約束はできません。

以上です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 いつ頃からできるんですか。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 令和5年度中に行いたいと考えていますので、御理解ください。よろしくお願ひします。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 じゃ、要望ですけれども、建て替えもぜひ進めていただきたいというのと、あと、独り暮らし

の高齢者の方が入れるやっぱり対象の戸数を増やしていただきたいんです。

以上です。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 緑化推進対策経費の中での報償費……

〔「何ページ」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 185ページに報償費というのがありますね。532万円。これの内訳、内容。これは何の報償費なのか。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

報償費の内訳でございますが、大きなところでは、保存樹林に対する報償金が450万円、保存樹に対する報償金が52万円、保存生け垣などの報償金が10万円といった具合になっております。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 どこに書いてあるのか、報償費の内訳というのは。今答弁でも聞いたけれども、要するに緑を守るとかそういう意味であると思うんですけども、緑でも樹木と言ったかな。1本の木。それに対する保存樹に対する補償とか、例えば生け垣だとかそれに対する報償費というものというのが、じゃ、面積とか本数とか太さとか高さとかそういうものというのは、何か所ぐらいの計算かが分からないから。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えします。

ただいまお話ししました保存樹林につきましては、水戸市内で59万平方メートルございます。また、保存樹というのが、1本1本補助金を出しているものがあるんですけども、そちらが174本でございます。

以上でございます。

○松本委員 それは保存樹か。生け垣なんかはどうやるのか。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えします。

生け垣は一定の要件がございまして、延長ですとか道路に接続しているとか。そういう要件もあるんですけども、それを実際造ったお客様に対して、申請が回ってきたものに対して審査をしてお支払いをするといったものです。現在1,400平方メートルぐらいございます。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 平米当たり幾らになるのか。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えします。

75円でございます。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 75円ということは3.3掛けると、庭師さんの手間って幾らかかるのか。こういうことだから、要するに緑というのがなくなってしまうんですよ。せっかくこういう制度があるんだから、植木を取り払って塀にしようとかそういうふうにしちゃうんでしょう。そうしたら1坪当たり3.3で2,000円か。それで管理できるのか。樹木が何本とかいって、それは、じゃ、1本あれば有料だとかあるでしょう。そういうのをもし地主さんが取り払って切ってしまうと。こういう場合というのは手続が要るのか。保存樹として指定して。

その辺のところちょっと説明していただきたい。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えします。

ただいまの御質問の保存樹につきましては、1本当たり年額で3,000円の補助を出しております。保存樹を切ってしまう場合は、保存樹の解除の手続をいただいております。

以上でございます。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「修正します」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 先ほどの御質問にちょっと修正させていただきます。

保存樹林の補助でございますが、平米当たり75円と言ったのは間違いでして、7,500円でございます。大変失礼いたしました。

○綿引委員長 よろしいですか。

それでは、ないようですので、議案第19号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第23号 令和5年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計予算について、質疑のある方は発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 この区画整理事業については、まだ終わっていないとなっておりますけれども、今道路の整備だとか行われていますけれども、その中で、ある方なんですけれども、付け保留地として100万円払ったとかいろいろ言われていて、非常に困っている方からそういう話を聞いているんですけれども、そういう点で、この区画整理事業では、そういう方に対してどのような対応をしていくのか……

〔発言する者あり〕

○中庭委員 だからそういう点で、どういう対応をしておるのか、お答えいただきたいと思います。

○綿引委員長 現状についてということですね。

小田切課長。

○小田切市街地整備課長 東前第二土地区画整理事業につきましては、前回も前々回も委員会で御報告させていただいたとおり、令和8年度終了の予定でございます。

今委員がおっしゃいました補償につきましては、事務所のほうで何度か伺っているんですけれども、お会

いけない状況でございまして、引き続き御意見や御要望を伺いながら御理解いただくように対応したいと考えております。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 ぜひ親切な対応をお願いしたいと。本当に生活に困っている方に対して100万円の請求を行っておりますので、そういう点では、その方の状況に合った対応をしていただきたいと思います。要望です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第23号について質疑を終わらせていただきます。

〔「すみません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 加藤部長。

○加藤都市計画部長 申し訳ございません。先ほど公園緑地課長のほうから報償費の単価を御説明申し上げましたが、間違っておりましたので、訂正させていただきます。

説明の中で、生け垣については平米当たり75円と申し上げました。これはそのとおりでございまして、先ほど申し上げました保存樹林ですが7,500円と申し上げましたが、申し訳ございません、桁を3つ読み間違えておまして、保存樹林は7.5円でございます。訂正させていただきます。

○綿引委員長 じゃ、お願いいたします。

次に、議案第29号 令和5年度水戸市水道事業会計予算について、質疑のある方は発言をお願いします。中庭委員。

○中庭委員 議案第29号について質問いたします。

水戸市は、水道料金の値上げを昨年いたしました。11%の大幅な値上げなんですけれども、この結果、どうなったのかということなんですけれども、まず、令和4年度末当時、利益剰余金と令和5年度末の利益剰余金が幾らになるのか、お答えいただきたいと思います。

○綿引委員長 関谷部長。

○関谷水道部長（水道総務課長事務取扱） 中庭委員の御質問にお答えいたします。

恐れ入りますが、議案書の④を御用意いただきたいと思います。

議案書④の20ページをお開き願います。

当年度純利益というところになりまして、まず、20ページについては、令和4年度の予定損益計算書ということになりますが、下から2行目、当年度純利益という記載がございます。こちらが2億3,390万1,000円と見込んでおります。

続きまして、同じく議案書④の26ページをお開き願います。

こちら一番下の段から3つほど上がって見ていただきますと、当年度純利益という欄がございまして、令和5年度につきましては7,957万2,000円を見込んでいるところでございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうしますと、値上げをしたわけなんだけれども、利益剰余金が減っているということなんですけれども、これはどういう理由ですか。

○綿引委員長 関谷部長。

○関谷水道部長（水道総務課長事務取扱） お答えいたします。

中庭委員が今おっしゃった値上げというのは、令和2年度に料金改定ということとさせていただいたところかと思いますが、令和2年度から5年間にかけて見込んだものでございますけれども、5年間については、その中で必要となる投資する部分の投資試算と、それに対して必要となる財政試算というものをそれぞれ行っておりまして、その見込みをこの予算書のほうに反映させております。例えば令和5年度につきましては、その財政計画の中では、見込みとしては約2億5,500万円ほどを見込んでおりますけれども、実際、予算編成に当たりまして、なかなか今回は電気代のほうとか、それからちょっと薬品費の値上げということで、そういった費用の負担がございましたので、結果としまして、令和5年度につきましては7,957万2,000円ということで見込んでおります。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 要するに電気代が非常に増えていると。値上げになったということが影響して利益剰余金も上がっているということが主な理由なんですね。分かりました。

それと、もう一つは、私たち共産党は、これまで茨城県中央広域水道から、水が余っているのに受水すべきではないと。来年度もこの令和5年度の予算の中で、受水費というのは幾らぐらいになるか、お答えいただきたい。

○綿引委員長 林浄水管理事務所長。

○林浄水管理事務所長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

議案書④の43ページをお開き願います。

上から4行目になります。43番、受水費といたしまして1億4,214万3,000円。消費税込みの値段で計上しています。

以上です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 決算特別委員会でも全会一致で受水はやめるべきだということを決議したことがありましたよね。しかし、現在でも受水費で1億4,214万円も払っているということは、これはやっぱり無駄遣いではないかと。要するに県の言いなりで、結局は水が余っているのに受水費を払っているということですけども、これは県との交渉でやめるというような中身についてどういう交渉の状況なのか、お答えいただきたいというのと、あとは、県が受水費をやめるという話がありましたけれども、そこら辺についてどうなのかをお答えいただきたい。

○綿引委員長 関谷部長。

○関谷水道部長（水道総務課長事務取扱） 中庭委員の御質問にお答えいたします。

県からの受水の件につきましては、まず、県中央広域水道建設促進協議会という組織を設置しておりますので、そちらの活動の一環としまして、毎年、県のほうには要望活動ということを行っております。その中

においては、県が経営する3つの浄水事業の中でも県中央に関しては、料金のことで高いところがございまして、格差の緩和の実現に取り組んでいただきたいということをメインに要望を行っております。

それと、受水を中止というところでございますけれども、この件に関しましては、ちょっとこれまでも委員会、それから本会議等でもお答えをさせていただいておりますが、県中央広域水道事業が開始となった、その設立に至った経緯ですね。それから、また災害という観点からも安定した給水の確保というのは大変重要というふうに捉えておまして、複数水源を持つことが必要であるという認識をしておりますので、この点につきましては、今後とも有効に活用してまいりたいというふうに考えております。

○綿引委員長 中庭委員に申し上げます。

これまでも今答弁にあったように、本会議、あるいは委員会でも同じ質問、答弁が繰り返されておりますので、答弁者側もこれまで答弁したのに関しては簡潔にお答えをいただきたいですし、質問するほうもそれをお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 私たちも何回もこれは言っていることなんです、だから、変わらないということですね。来年度も受水するという事です。そういう点では、ぜひやっぱり県と協議をして、受水を中止するようにしていただきたいと思っております。

以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○綿引委員長 ないようですので、議案第29号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第30号 令和5年度水戸市下水道事業会計予算について、質疑のある方は発言をお願いいたします。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○綿引委員長 ないようですので、議案第30号について、質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第33号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第11号）中第2表継続費補正中第8款（土木費）について、質疑のある方は発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 これは議案書⑥の8ページに載っているんですけども、要するにこれは京成百貨店と市民会館との上空通路についての継続費の補正なんですけれども、その点について説明していただきたい。

○綿引委員長 上田課長。

○上田建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

さきの2月10日の特別委員会において御説明申し上げたとおりでございますが、現在国が直轄事業として進めている事業の中で、物価上昇による影響や工事着手後に見つかった既存のくいの撤去の追加などによって全体事業費が変わったということと、それにあわせて工事も延期してきたということで、今回継続費の補正ということで表にお示しするとおり、令和5年度まで延長するとともに、令和5年度に3,600万円を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、今年度中に終わる工事が、来年度引き続き行われるということですか。そういう意味ですか。ちょっとその辺確認したい。

○綿引委員長 上田課長。

○上田建設部技監兼建設計画課長 ただいまは一応令和4年度でございますので、令和5年度まで延びるということでございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 反対意見については、明日述べていきたいと思えます。

以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第33号について、終わらせていただきます。

次に、議案第37号 令和4年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第4号）について、質疑のある方は発言願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第37号を終わらせていただきます。

次に、議案第38号 令和4年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計補正予算（第1号）について、質疑のある方は発言願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第38号について質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第40号 令和4年度水戸市水道事業会計補正予算（第2号）について、質疑のある方は発言願います。

中庭委員。

○中庭委員 借入れの利率の上限を1%から3%に引き上げることなんですけれども、1%では借りられない場合もあるという話なんですけれども、具体的にそういう事例というのはあるんですか。

○綿引委員長 関谷部長。

○関谷水道部長（水道総務課長事務取扱） 中庭委員の御質問にお答えいたします。

水道部のほうで最近企業債ということで活用させていただいていますが、地方公共団体金融機構というところの資金を借入れさせていただいていますが、こちらの資金につきましては、総務省の中で、地方債の計画というものが定められています。その中で、茨城県全体としての枠が決まっております。そういった状況の中で、各自治体が申請を行うわけなんですけれども、どうしても県の持っている上限を超えた部分については、他の金融機関とかそういったところから借りざるを得ないということで、今回のようなことになりました。市中銀行からお金を借りるということになりました。それで、今の状況で金利のほうが上がっておりますので、金利の上限の見直しをさせていただいております。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第40号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第41号 令和4年度水戸市下水道事業会計補正予算（第2号）について、質疑のある方は発言願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第41号についての質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして、提出議案の質疑は全て終了いたしました。

本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、20日月曜日の委員会は、午前10時に開催しますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の建設企業委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時50分 散会